

大阪府立東淀工業高等学校

生徒心得

教育基本法に明示されているように、人格の完成を目指し、豊かな人間性と創造性を備えた人間になるよう努めよう。そのために、学校生活において実践すべきことからを次に示す。生徒各自が自発的に協力して学校の内外を問わず心得の示す精神を正しく理解し、規律ある団体生活を実現し、本校生徒としての誇りを保つようにしよう。

1. 服装

服装は、その人の人格が現れるものであり、常に端正で清潔に保つべきである。

1. 通学には所定の制服を着用する。
2. 夏期には夏期服装で通学する。ここにいう夏期は5月下旬から10月上旬の間とする。(ただし、気候に応じて設定する場合がある。)
3. 体育の授業時間は指定の体操服を、実験・実習の授業時間には指定の実験・実習服をそれぞれ着用する。
4. 制服

(1) 制服について

⑦制服は本校指定のブレザー、ズボン、スカート、ボタンダウンのシャツ（マーク入り）、ブラウス（マーク入り）、ネクタイ、リボンとする。

①ブレザーの所定の位置に校章をつけるものとする。

⑧防寒具については、ブレザーを着用した上からコートやジャンパー等を着用すること。

⑨登下校、校内ではブレザーを必ず着用すること。また、ブレザーの下には防寒着として、ベスト、セーター、カーディガンを着用することは認めるが、以下のものは着用しない。

- ・トレーナー
- ・フード付きのパーカー
- ・襟付きのダウン

(2) 夏期制服について

夏期制服は、本校指定のボタンダウンのシャツ（マーク入り）、ブラウス（マーク入り）ズボン、スカート、ネクタイ、リボンとする。

5. その他

(1) ネクタイ、リボンタイは常時着用すること。

夏季制服の通学期間はこの限りではない。

(2) ボタンダウンのシャツ、ブラウスの裾は、ズボンやスカートの外に出さないようにすること。

(3) 防寒着の着用は基本、登下校時のみとするが、状況に応じて通知する。

(4) 校内での帽子の着用は、実験・実習の授業時間に実習帽を着用することのみとする。

夏季に登下校時の熱中症予防で帽子を着用することは認めるが、校内では着用しないこと。

- (5) 制服は変形してはならない。
- (6) 髮型は、清潔で自然なものとし、不自然な加工（染色、パーマ等）、極端な髪型は禁止する。
- (7) 通学時の履物は短靴とし、サンダル、クロックス等は禁止する。
- (8) ピアス・ネックレスなどの装飾品を身に付けることは禁止する。

2. 態度および言葉遣い

態度や言葉遣いは、人の品位を表すものであるから、どんな時でも自他の立場を忘れず互いに心から尊敬し合おう。

- 1. 学校の内外を問わず、職員と出会った時はあいさつしよう。
- 2. 来賓等、目上の人には必ず礼をし、また、話す時には敬語を使おう。
- 3. 集合・集会などの時は静粛にし、秩序正しくしよう。
- 4. 友人・同輩間でもお互いに人格を尊重し合い、礼儀正しくしよう。

3. 校内の心得

学校はわれわれの修養の場であるから、何事にもまじめに積極的に行動し、環境の整備に努めるとともに他人に迷惑をかけないようにしよう。

- 1. 授業中、生徒は許可なくして、教室を離れることは許されない。
- 2. 正当な理由なくして、欠席・遅刻・早退をしてはならない。欠席をする場合は、または、
3. 欠席した時は、保護者あるいは保証人より届け出る。
欠席 7 日以上におよぶ時は診断書または、理由書を添える。
- 4. 遅刻したときは、まず、生徒課へ届け出、遅刻票（I）、（II）、（III）に記入する。遅刻票（I）を持って教室へ行き、授業担当に遅刻理由を伝え、遅刻票（I）を手渡す。次に、先生の許可を得て着席し、授業終了後、学級担任へすみやかに遅刻票（II）を手渡す。
- 5. 早退する時は、届け出て、許可を受ける。
- 6. 授業中、病気その他身体に異状を生じた者は、先生に届け出て指示を受ける。
やむを得ない理由で特に許可された生徒を除いては、始業時より終業時まで校外に出てはいけない。
- 7. 校舎内においては、所定の上履を使用する。
- 8. 学校の保全美化に努め、公共物は大切に扱う。もし破損した場合はすぐ届け出る。
- 9. 原則として午後 5 時までに下校する。その他の理由により残る場合でも午後 7 時までに下校する。
- 10. 生徒会関係の集会や掲示物、出版物、校内放送は事前に生徒会執行部に届け出る。
生徒会関係以外のものについては事前に生徒課へ届け出て、承認を受ける。
掲示物は指定された場所に掲示する。
- 11. 友人間の金銭、物品の貸借はやむを得ない場合を除きやめよう。
- 12. 貴重品や多額の金銭は持参しないようにしよう。もし持参した時は学級担任に保管を願い

出る。

13. 衣服その他いっさいの所持品には、所定のところに記名し、不要なものは持参しない。
14. 金銭、物品を学校内で紛失、拾得した時はすみやかに生徒課に届け出る。
15. 学校に納入すべき金銭は、登校後出来るだけ早く納める。
16. 登校後は無断で外来者と応接することができない。
17. 自転車通学を希望する生徒は、所定の手続きをし、許可を受けなければならない。
18. 事情により自動二輪車（原動機付自転車を含む）及び普通自動車の運転免許証を取得しなければならない場合は、以下のことに留意すること。
 - (1) 保護者の責任のもとで取得し、安全運転を心がける。
 - (2) 自動二輪車（原動機付自転車等を含む）及び普通自動車による通学は禁止する。
 - (3) 制服での運転を禁止する。
19. ペダル付きの原動機付自転車、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は、生徒の安心、安全を考慮し、本校では通学での使用は認めない。
20. 忌引をする時は届出る。その服喪日数は次の通りである。
父母 7日、祖父母・兄弟姉妹 3日、伯叔父母・曾祖父母 2日

4. 健康と家庭生活

健康な身体は、すべての基礎であるから、つねに健康の保持増進に努めよう。家庭は、われわれの安息所であり、生活の本拠であるので、楽しい場所にしよう。

1. 規律ある生活を心掛け、予習・復習を励行しよう。
2. 自己の体力に応じた運動をしよう。
3. 健康相談を活用しよう。
4. 身体に異状を感じた時は早期診断を受け早期治療に努めよう。
5. たえず家族の理解を深めるよう努力しよう。
6. 外出・外泊の時は、必ず保護者に行き先・用件・所要の時間などを知らせておこう。
7. 旅行する場合は綿密な計画を立て、保護者の承認を得た上で学校に届け出る。
8. 特別な理由がある場合以外は夜間外出はやめよう。

5. その他

1. 法律ならびに社会規範を遵守しなければならない。
2. 自転車通学の際は、信号無視や一時不停止、二人乗りなどの危険行為をしない。
3. 交通ルールを守り走行すること。

付記

この心得の原案作成にあたっては、生徒の意向を代表する生徒会会則検討会と職員を代表する生徒指導委員会とが協議した。